

# I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）

## 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日	2022年7月1日～
<p>目次</p> <p>第1条～第30条（略）</p> <p>第31条 <a href="#">債権の譲渡</a></p> <p>第32条～通信料別表（略）</p> <p>第1条～第30条（略）</p> <p><a href="#">（債権の譲渡）</a></p> <p>第31条 <a href="#">共通編第34条の3（債権の譲渡）に定めるほか、NTT Com ひかり電話契約者（メニュー1-1に係る者に限ります。以下本条において同じとします。）は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</a></p> <p><a href="#">（注1）本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。</a></p> <p><a href="#">（注2）本条に規定する当社が別に定める場合は、共通編第34条の3（債権の譲渡）第1項の規定に準ずるものとします。</a></p> <p>第32条～第41条（略）</p> <p>別記1 NTT Com ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約</p> <p>NTT Com ひかり電話サービス <a href="#">（コース2に係るものを除きます。）</a> について、</p> <p>NTT Com ひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第30条（略）</p> <p>第31条 <a href="#">削除</a></p> <p>第32条～通信料別表（略）</p> <p>第1条～第30条（略）</p> <p>第31条 <a href="#">削除</a></p> <p>第32条～第41条（略）</p> <p>別記1 NTT Comひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの契約</p> <p><a href="#">(1) NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー1に係るものに限ります。）</a> について、</p> <p>NTT Comひかり電話利用回線とすることができる当社の電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。</p>
電気通信サービスの契約	電気通信サービスの契約
<a href="#">I P 通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））に規定する第2種オープンコンピュータ通</a>	

<p><u>信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ7及びカテゴリ9に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>Universal One サービス契約約款に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス8に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>備考 NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー1に係るものを除きます。）については、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン25又はプラン26に係るものに限り。）をNTT Com ひかり電話利用回線とすることができません。</u></p>

<p><u>I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ7及びカテゴリ9に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>Universal One サービス契約約款に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス8に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限り。）に係る契約</u></p>

(2) NTT Comひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限り。）について、NTT Comひかり電話利用回線とすることができる電気通信サービスの契約は次表のとおりとします。

<p style="text-align: center;"><u>電気通信サービスの契約</u></p>
<p><u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8コース1に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>当社の I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。））に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ7及びカテゴリ9に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>当社の Universal One サービス契約約款に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリ2のクラス8に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>当社の Universal One サービス契約約款（第1編）に規定する Universal One サービス第1種（光一括提供型に係るものに限り。）に係る契約</u></p>
<p><u>備考 NTT Com ひかり電話サービス（コース1メニュー2又はコース1メニュー3に係るものに限り。）については、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の第2種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン25又はプラン26に係るものに限り。）をNTT Com ひかり電話利用回線とすることができません。</u></p>

2～5（略）

2～5（略）

6 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係る NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1) 4(4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備

KDDI株式会社のダイヤルアップルータ、[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のオープンコンピュータ通信網サービス](#)（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(2) 4(4)の中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備

KDDI株式会社のダイヤルアップルータ、[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のオープンコンピュータ通信網サービス](#)（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(3)~(4) (略)

6の2~21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1)~(5) (略)	(略)
(6) <a href="#">利用料金の適用除外</a>	<a href="#">当社は、NTT Com ひかり電話契約（メニュー1に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）の解除があった場合（当社が別に定める場合に限り、そのNTT Com ひかり電話契約の利用料金（基本額、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料に限り、）を適用しません。</a> <a href="#">（注）当社が別に定める場合は、そのNTT Com ひかり電話契約に係るNTT Com ひかり電話利用回線の契約について書面解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、）に規定するものをいいます。以下同じとします。）があった場合とします。</a>

6 NTT Com ひかり電話サービスの提供に係る NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信設備

(1) [別記](#) 4(4)の中継事業者に係る相互接続通信の着信に係る電気通信設備

KDDI株式会社のダイヤルアップルータ、[エヌ・ティ・ティ・テレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する](#)オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(2) [別記](#) 4(4)の中継事業者に係る他社相互接続通信に係る電気通信設備

KDDI株式会社のダイヤルアップルータ、[エヌ・ティ・ティ・テレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する](#)オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2）以外のものとします。）に係る電気通信設備

(3)~(4) (略)

6の2~21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1)~(5) (略)	(略)
(6) <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

区分		単位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
テレビ電話機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1~4 (略)</p> <p>5 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。</p> <p>(注) 当社が別に定める NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。</p> <p>(1)西日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (料金表第 1 表第 2 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 2 (料金額) 2-1 (国内通信に係るもの) 2-1-1 (タイプ 1 に係るもの) (2)アの (ア)、(キ) 及び (ク) に規定する通信に限ります。)</p> <p>(2)西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 <u>又は第 3 種サービス</u> (東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。)</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 基本額 (略)

2-2 付加機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

区分		単位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
テレビ電話機能	(略)	(略)	(略)
	備考	<p>1~4 (略)</p> <p>5 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像及び符号による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。</p> <p>(注) 当社が別に定める NTT Com ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。</p> <p>(1)西日本電信電話株式会社の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (料金表第 1 表第 2 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 2 (料金額) 2-1 (国内通信に係るもの) 2-1-1 (タイプ 1 に係るもの) (2)アの (ア)、(キ) 及び (ク) に規定する通信に限ります。)</p> <p>(2)西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 (東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。)</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

2-2-2 (略)  
2-3~2-4 (略)

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)~(13) (略)	(略)
(14) <u>通信料の適用除外</u>	<p>当社は、<u>NTT Com ひかり電話契約（メニュー 1 に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の解除があった場合（当社が別に定める場合に限り、その NTT Com ひかり電話契約の通信料（(8)に定める基本通信料に限ります。）を適用しません。</u></p> <p><u>（注）当社が別に定める場合は、その NTT Com ひかり電話契約に係る NTT Com ひかり電話利用回線の契約について書面解除があった場合とします。</u></p>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料金種別			単位	料金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	1 (略)			
	2 (略)			
	(注1) (略)			
	(注2) 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。			
	(1)西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス(第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等(イ、ク及びケに規定する通信に限ります。)) <u>又は第3種サービスに係る契約者回線</u> ) であって、東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの			
	(2) (略)			

2-2-2 (略)  
2-3~2-4 (略)

第2 通信料

1 適用

区分	内容
(1)~(13) (略)	(略)
(14) <u>削除</u>	<u>削除</u>

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

料金種別			単位	料金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	1 (略)			
	2 (略)			
	(注1) (略)			
	(注2) 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。			
	(1)西日本電信電話株式会社の提供する音声利用 I P 通信網サービス(第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等(イ、ク及びケに規定する通信に限ります。)) であって、東日本電信電話株式会社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの			
	(2) (略)			

- (2)～(6) (略)
- 2-2 (略)
- 第3～第4 (略)
- 第2表 (略)
- 第3表 付帯サービスに関する料金
- 第1～第3 (略)
- 第4 端末設備の提供等に係る料金
- 1 (略)
- 2 端末設備利用料
- (1) メニュー1に係るもの

1の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考	
<p>1 NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスが<a href="#">当社の I P 通信網サービス契約約款別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))</a>に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8コース1に係るものに限ります。)である場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし)ます。)においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 前項の場合を除き、当社は、NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの規定に準じてその利用契約に係る修理又は復旧を行います。</p>	

- (2)～(4) (略)
- 第5～第6 (略)
- 通信料別表 (略)

- (2)～(6) (略)
- 2-2 (略)
- 第3～第4 (略)
- 第2表 (略)
- 第3表 付帯サービスに関する料金
- 第1～第3 (略)
- 第4 端末設備の提供等に係る料金
- 1 (略)
- 2 端末設備利用料
- (1) メニュー1に係るもの

1の装置ごとに月額

区分	料金額
(略)	(略)
備考	
<p>1 NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスが<a href="#">エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の I P 通信網サービス契約約款</a>に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8コース1に係るものに限ります。)である場合、当社は、午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その利用契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときには、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとし)ます。)においてその修理又は復旧を行います。</p> <p>2 前項の場合を除き、当社は、NTTCom ひかり電話利用回線に係る電気通信サービスの規定に準じてその利用契約に係る修理又は復旧を行います。</p>	

- (2)～(4) (略)
- 第5～第6 (略)
- 通信料別表 (略)